

第2回川薩交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要

平成22年2月17日(水)

13:30~15:00

薩摩川内市役所 会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 事

【西村会長】

まず、はじめに事務局から議事(1)の「本協議会の目的について」説明願いたい。

【事務局】

別添(資料2・3・4・5)により

- 本協議会の目的について
- 鹿児島県のタクシー事業の状況
- 適正と考えられる車両数の算定
- 特定地域における休車制度について

概略を説明。

《質疑》

【岩下委員】

特定事業計画は、国土交通大臣の認定を受けることになっているが、この申請はできる規定なのか、しなければならない規定なのか。

それから、運転代行と本協議会との関係はどうなっているのか。

【事務局】

特定事業計画は、地域計画の特定事業と相まって事業再構築を行うものであるが、この申請はタクシー事業者の自主性に委ねられている。

運転代行業については、他の法律に基づく事業であるため、本協議会での協議事項とはなっていない。

【岩下委員】

休車の場合、タクシー事業者は車両抹消に伴う経費節減の他に何かメリットはあるのか。

【事務局】

減車した場合の復元は、増車認可申請となるが、現状では新たな需要がない限り認可にならない。休車の場合、13年度と比較して実績の回復状況を確認できれば、復元（増車）は可能である。

【磯端委員】

タクシー事業者が休車、減車した場合、タクシー運転者が解雇されることが予測される。その場合、運転者への助成等はないのか。

【事務局】

現在も車両数からみて運転者は不足している。

後ほど説明する「地域計画」の中にも盛り込んでいるが、タクシー運転者が職を失うことに繋がらないよう、労働者へ配慮することになっている。

【西村会長】

ほかに意見もないようなので、議事2の「川薩交通圏タクシー特定地域協議会 地域計画（案）」の審議に入ることとしたいが、その前に、資料6の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」地域計画について、事務局から説明を願いたい。

【事務局】

別添資料6について説明。

【西村会長】

それでは、「地域計画」（案）の審議に入ることとするが、「地域計画（案）」は、「タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針」、「地域計画の目標」、「地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項」から構成されているので、「基本的な方針」、「地域計画の目標」、「実

施主体に関する事項」の三つに分けて、ご審議いただきたい。

【事務局】

「1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針」について説明。

《質疑》

【手打委員】

運転代行及び自家用有償運送もタクシー需要の減少の一因となっていると思われるので、地域計画の方針等に追加していただきたい。

【西村会長】

提案内容については、協議会の目的に合致しているものと思われるので、地域計画案を修正した上で、次回の協議会で審議していただくことでご了解願いたい。

【鮫島委員】

特措法に関する基本方針では、地域計画の成立要件として当該地区のタクシー事業者の車両数が過半数でなければならないとなっているが、川薩交通圏では、どの程度のタクシー事業者と車両数が本協議会の協議事項に合意することになっているのか。

【事務局】

西薩支部に加盟している12業者206台と、県タクシー協会の会員である離島（甌島）の2業者4両を含め、この地区の全ての事業者及び車両数が合意することとなる。

【西村会長】

ほかに意見がないようなので、「地域計画の目標」に進むこととした。

【事務局】

「2. 地域計画の目標」について説明。

《質疑》

特になし

【西村会長】

特に意見もないようなので、次に「3. 実施主体に関する事項」に進むこととしたい。事務局「3. 実施主体に関する事項」について説明を願いたい。

【事務局】

「3. 地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項」について説明。

《質疑》

【小園委員】

運輸局から適正台数が示されているが、理想的な実働率は如何ほどか。

また、タクシー車両数と運転者数との関係はどうか。運転者が減れば、労働条件は悪くなるのではないか。

【事務局】

効率のよい実働率は90%前後と思われる。

タクシー台数と運転者数との関係は、事業者によって異なるが、地方では1.2人位となっている。

運転者が減ることによる労働条件は、効率的な乗務員配置を行うことで、長時間労働の改善と乗務員一人当りの日車営収が上がるものと考えている。

【小園委員】

タクシー台数が減れば、サービスの低下とならないか。

【事務局】

利用者からは、タクシー台数が多い方がよいかもしれないが、現状が過剰であるとのまとめであり、サービスの低下にならない範囲でのタクシー車両を配置することは当然と考える。

【岩下委員】

地域計画①役割のところでは、川内原子力発電所3号機の増設等により、将来的には需要増が見込まれると言っているのに、②タクシー事業の現況では、今後も輸送人員の大幅な回復は見込めないとされているが、整合性が取れないのではないか。

【事務局】

川薩地区では、今後、原子力発電所工事に伴う需要が見込まれるので、「今後も輸送人員の大幅な回復は難しい状況とみられる」を削除することとしたい。

【岩下委員】

タクシー事業の許可のあり方として、全国展開している事業者は、制度的に他の地区のタクシー車両をこの地区に持ってこられるのか。

【事務局】

タクシーの事業許可は、営業区域で許可している。
よって、増車・減車・休車制度は当該営業区域内での取扱いとなる。

【手打委員】

川内原子力発電所3号機の増設等により忙しくなることが予想されるが、減車・休車をしても大丈夫かということもある。

【事務局】

車両が足りない位、需要が増えれば増車も認可制度として残っているので申請すればよいのではないか。

【西村会長】

活発なご議論をいただいたが、一部修正意見もあったので、次回協議会では、今回頂いた意見を基に「川薩交通圏タクシー特定地域協議会地域計画」の修正案として呈示し、承認いただくということで、本日は、これをもって終了としたい。

それでは、議事3の「その他」について、事務局からご説明を願いたい。

【事務局】

次回の第3回協議会については、本日いただいた意見を基に「地域計画」の修正案を作成し、提案したいと考えている。

また、年度末の忙しい時期でもあるので、次回は4地区合同協議会の方向で、日程調整させて頂きたいと考えているので、ご協力の程、よろしくお願いしたい。

【西村会長】

次回は日程的にも、かなり厳しくなると思うが、委員の皆様方には、今後の協議会運営について、ご協力の程、よろしくお願いしたい。

4. 閉 会

【事務局】

これをもって、「第2回川薩交通圏タクシー特定地域協議会」を終了する。